

平成 28 年度第 2 回臨時評議員会議事録（要旨）

- | | |
|-------------|---|
| 1 開催の日時及び場所 | 平成 28 年 10 月 4 日（火）
午後 3 時 30 分～午後 4 時 50 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
国領高齢者在宅サービスセンター 活動室 2 |
| 2 評議員の現在数 | 8 名 |
| 3 定足数 | 5 名 |
| 4 出席評議員数 | 6 名 |
| 5 報告事項 | 報告第 1 号 経営状況について |

6 議事の経過及びその結果

(1) 議長の選出

平成 28 年度定時評議員会において、平成 28 年度の議長は決議されている。

(2) 会議成立の報告

事務局次長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(3) 議事録署名人の選任

定款に基づき、出席した評議員の中から選任することを説明し、議事の審議に移った。

(4) 報告事項

ア 報告第 1 号 経営状況について

事務局より、報告第 1 号の説明に入る前に案件についての説明があった。

『総合事業、ホームヘルパー就業規則改正』

「10 月から開始した調布市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、公社では、その実施に向けた準備として、訪問介護と通所介護の運営規程について、総合事業の内容を盛り込むよう改正した。総合事業の概要と公社における総合事業の取り組みについて、高齢者支援室が作成したカラー刷りのパンフレットに沿って説明する。

平成 27 年度の介護保険法改正に伴い、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で日常生活を続けられることを目的に、調布市では、新たに今年の 10 月から実施することになった。左上、「ここが変わります」と書いてあるページ、真ん中左部分にあるピンク色の要支援 1・2 の方を対象とした、予防給付の中の緑色で表示されている、ホームヘルパーのサービスの訪問介護とデイサービスの通所介護のサービスが、右側の矢印のとおり、それぞれ総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」に移行する。しかし、ホームヘルパーのサービスとデイサービスであることには変わりがなく、現在、これらのサービスを受けている方は介護保険要介護認定の更新までは同じサービスが受けられる。また、更新後に引き続き要支援で訪問介護や通所介護を希望される方は、ケアマネジャーと相談し、総合事業のサービスを選択することができる。さらに、要支援の認定を受けていない方でも、10 月から地域包括支援センターの基本チェックリストの判定結果でサービスを受けられる。

真ん中の「総合事業のサービス」と書かれたページであるが、要支援の方などの総合事業のサービスは、ケアマネジャーがケアプランを作成する中で、利用者の日常生活の状況、能力を勘案し、サービスを選択していくが、緑色の上の段の訪問型サービスでは、有資格者のヘルパーによる身体介護及び生活援助の国基準による訪問型サービスと、調布市独自の基準による調布市高齢者家事援助ヘルパーによる生活援助の訪問型サービスに分けられる。下の段の通所型サービスでは、これまでの介護予防通所介護と同じサービスの国基準による通所型サービスと、調布市独自の基準による長時間、短時間、送迎の有無で4形態に分かれる通所型サービスに移行する。

裏面の「相談窓口」と書かれたページでは、総合事業では事業主体は市になるが、総合事業の相談は、市の高齢者支援室や市内の地域包括支援センターが行う。

訪問型サービス実施に当たって、公社では、従来と同様、有資格者ヘルパーの国基準サービスと、調布市高齢者家事援助ヘルパーによる市基準のサービスを実施する。市基準のサービスでは、市で実施する家事援助ヘルパーの研修修了者を雇用する予定である。家事援助ヘルパーの研修が11月からになるので、雇用はそれ以降になる。また、公社では、市からの委託で国領高齢者在宅サービスセンターとしてデイサービスを実施している。通所型サービス実施に当たり、国基準、市基準サービスの両方を実施する。要介護者のデイサービスと要支援者の介護予防、国基準サービスを同じ部屋で一体的に実施する。また、市基準サービスでは、介護認定を受けていない方の予防サービスと市基準のサービスを同じ部屋で一体的に行う予定である。

次に、ホームヘルパー就業規則の改正については、「ホームヘルパー就業規則新旧対照表」で説明する。

主な改正内容は、勤務形態の変更と休業手当、処遇改善手当の追記である。第18条、赤字が改正箇所である。嘱託ヘルパーの固定化した勤務形態を見直し、月の日数、1日の時間に「概ね」を加えることで、ヘルパー時間や移動時間に応じた柔軟な勤務形態に変更する。また、当日の休業補償として、36条2項8号に休業手当を加え、介護職を対象とした処遇改善加算手当を36条2項9号に加えた。

処遇改善加算については、介護職を対象とした介護保険制度の加算金である。これまで処遇改善加算の対象者を月16日以上勤務していたヘルパーから、登録ヘルパーを除く全ヘルパーに変えた。また、これまで賞与に加算し支払っていた支払い方を、毎月の給与に実働に応じて加算し、支払うよう取り扱い規程も改正した。」

評議員より、「通所型サービスのデイサービスは、今までの介護保険の方と、新規総合事業の方と、同じお部屋で行うのか。」との質問があり、事務局より、「平成27年度4月から法律が改正されており、調布市では、平成28年度10月からスタートした形になっている。国領のデイサービスに関しては、もともと要支援の方が活動室2、併せて、市からの委託で介護予防デイサービス、要支援の認定を受けられない方、ただし必要な方を、こちらで週3日、実施していた。もう一つが、要介護の方は23名の定員で、改めて10月から、通所型のサービス、市の緩和された基準ではデイサービスを実行することになった。現行で移行していく人たち、認定が更新されて次のときまではみなしで継続できる方たちに関しては、一度、要介護の方と要支援の方に一体的にサービスを提供し、要支援・要介護の方たちに関しては、同時一体的に提供する体制に移行

する。そうすると、介護予防デイサービス、市から判定を受けた通所が必要な方たち、非該当の方たちのサービスがここに残る。併せて、そのスペースをあけたことで、市の基準、新しくスタートした事業に対応できるように、こちらで事業を実施する。ここでまた新しいサービス、総合事業の通所型サービスを実行していくスペースになっている。」との答弁があった。

評議員より、「移行の期間があって、それが過ぎたら、国基準のものと市基準のものにはっきり分かれるということか。」との質問があり、事務局より、「あくまでも介護予防のケアマネジメントにのっとなってやっていくので、要支援の認定も残るが、その基準を緩和させたサービスをケアマネジメントの中から選択する形である。認定を受けなくてもチェックリストを受けると、総合事業に対する事業対象者という位置づけで、訪問介護型のサービスと通所型のサービスが利用できるようになり、それは市基準のサービスの提供という形になる。ケアマネジメントの一環の中からサービスが位置づけられる。」との答弁があった。

評議員より、「移行期間の間は、市の基準と国の基準で料金が違ってくるのか。」との質問があり、事務局より、「国基準になる。ただし、要支援の方たちに関しても、調布市としては10月から実施している事業なので、そこは選択をされる方で、ケアマネジメントの中で位置づけられるか、位置づけられないかだと思う。」との答弁があった。

評議員より、「どちらを選択するかというのは、お願いする側が選択できるのか。」との質問があり、事務局より、「基本的にはケアマネジャーが計画を立てる。専門職がその人の必要性、ニーズに合わせて計画を立てていくのが原則である。」との答弁があった。

評議員より、「予測としては、どのくらいの数をお受けになるつもりか。極端な話、無理やり、あなたはこっちですよ、あなたは市ですよとすみ分けされた結果、こちらの内容が混乱しないか心配である。」との質問があり、事務局より、「制度が切りかわることで移行する形になる。うまく一体的にできるようなプログラムを考えているところである。部屋の基準が1人3.3平米と決まっており、それに対して何人つけなければいけないという、その基準の範囲内でやる予定である。この部屋については15名で、介護が必要な方と国基準のお部屋については30名ということで、それを同時一体的にやれるような形で、プログラムも含めて考えて、市に届出はし終わっている。」との答弁があった。

『平成28年度上半期の経営状況について』

事務局より次のように説明があった。

「平成28年度は、法人運営においては、経営改善に向けた取り組み、運営体制の強化・整備、公社の将来ビジョンの検討を、事業運営面では、総合事業への取り組み、支え合いの地域づくりに向けた取り組み、認知症当事者と家族介護者支援の推進を柱として取り組んでいる。特に、経営改善・収支改善に向けた取り組みは、公社の今後を左右していく最重要課題であり、緊急に全力で取り組んでいかなければならない事項として進めている。」

「現状の主な取り組み内容」

「資料 2, 1 枚目, 収入においては, 訪問介護事業所加算であるが, 加算を受けている事業所はご利用いただくときのポイントが少し高いので, 取り下げることにより利用者増につながる可能性もあると判断して取り下げたこと, 利用者の入院等による減収などがある。特定事業所加算については, 今年度の利用状況や国の社会福祉制度の変更を見ながら, 次年度以降の取得について検討していきたい。

一方, 広報や市民等への働きかけにより, 寄付金収入や研修の講師料が, 若干当初予算を上回る結果となっている。今後も働きかけていくとともに, 視察や研修生を積極的に受け入れ, 人材育成に努めるとともに, 少しでも収入を確保できるよう努めていく。また, 訪問介護事業から居宅介護支援事業への人事異動や, 欠員補充により居宅支援系の体制を整えることにより, 今後, 収入増を図っていく予定である。

以上が, 収入において, 大きく増減が見込まれるトピックスを抽出した結果, 差し引き 653 万 1,000 円の減収見込みとなっている。

次に, 支出の改善については, 全職員を対象に賞与・ボーナスの一部削減を行なったことにより, 3 事業合計で 637 万 7,000 円の削減を行ったほか, 訪問介護係から居宅支援係やデイサービス係への人員異動により, 効果的な配置を行ったこと等により, 835 万 2,000 円, 訪問介護事業における研修や記録時間の効率化に取り組み, 138 万円, ぷちぼあんの送迎サービスを委託から自主送迎に変えたことなど, 合計で 2,046 万 4,000 円の削減を見込んでいる。差し引き 1,393 万 3,000 円の改善効果額を見込んでいる。以上の改善策を踏まえ, 実績及び今後の見込みを事業ごとに表したものが, この後に付けている資料になる。

3 つの自主事業ごとに, 今年度 7 月までの実績及び 8 月以降の見通しの収支を折れ線グラフで, 昨年度の実績を棒グラフで表したものである。

1 枚目は, 障害者訪問介護・軽度生活援助見守り事業を含んだ訪問介護事業であるが, 6 月と 12 月は賞与の削減と効果的な人員配置により, 支出が昨年度と比較して大きく減額となっている。また, ホームヘルパー職員の給料体系については, 固定給だったものを, 10 月から稼働時間に応じた変動制にすることにした。効果額はこれからの実施であるので未知数部分ではあるが, 今後, 事業量に応じた体制とすることが可能となる。収入に応じた支出へ変換し, 収支の均衡を図っていく。

2 枚目は居宅介護事業である。賞与の削減はあるが, 人員体制を整えたことにより人件費は増えたので, 前半は赤字状態である。しかし, 後半は, 職員の育成が進むことにより整えた体制が機能し, 担当件数が増え収入増となり, 収支の改善を図っていくことができると見込んでいる。

3 枚目は, ぷちぼあんデイサービス事業になる。4 月から送迎事業について, 委託から自主送迎にした。これは当初予算で既に織り込み済みであったが, 賞与の削減もあり, 昨年度同様の収入が確保できれば収支の均衡は図ることができると見込んでいる。

以上の結果, 資料 1 の左側, 2 の財務状況のとおり, 決算見込み額における収支差額は, 表の網かけ部分, 165 万 6,147 円のマイナスとなる。

次に, 3 の介護保険事業(自主事業)決算見込みの右下, 支出においては削減に努め, 予算との比較では 1,370 万 4,711 円の減ではあるが, その上の収入欄は, 予算と比較し

て1,240万1,858円の減見込となり、赤字の全面解消には至らなかった。しかしながら、昨年度の812万円余の赤字と比較すると、646万6,703円の改善を図る見込みである。今後は、今年度の取り組みを検証しながら、29年度・30年度に向けた健全経営計画をつくり、安定した運営ができるよう努めていく。」

「運営体制の強化・整備について」

「職員の育成においては、先日、理事・監事・評議員の皆様への事業説明会に職員も参加し、公社の成り立ちや役割を勉強するなど、さまざまな研修による育成と、この後説明する公社の将来ビジョンの検討がある。事務局職員、係長職・主任職によるプロジェクトチームをつくり、ゆうあいが今後担うべき役割を中心に検討している。この作業は、自分たちで考え、プロパー職員主体の運営ができるような人材の育成にもつながっていくものと考えている。

公社の将来ビジョンの検討については、資料1の裏面にある。事務局職員によるプロジェクトチームをつくり、チームの検討内容を管理職等で協議しながら、ビジョンの策定を進めている。まだビジョン策定の途中であるため、現在考えている柱について説明する。

地域にとって必要とされ、継続した運営ができるゆうあい福祉公社としていくために、重点目標1は、公社の将来を見通したビジョンの確立である。公社の役割を明確にし、安定して運営ができる基盤体制の強化が必要である。係長・主任職5人のプロジェクトチームにより、公社の存在意義や強み・弱みを確認し、住民参加型事業や介護保険事業など、機能別に事業のあり方を検討している。その中間報告を踏まえながら、今年度後半に公社の将来像を固め、その将来像を実現していくために、現在行っている事業を継続していくべきか、継続するには今のやり方でよいのか、新たな役割として必要な事業はないのかなど、各事業を精査し、将来ビジョンを確立していく。

2点目は、住民参加を核としたインフォーマル事業の拡充である。公社が設立以来実施している有償在宅サービスは、総合事業の開始などにより、ますます重要な事業になってくる。これまで実施してきた住民参加型事業をさらに充実させるとともに、新たなニーズに合わせた事業展開を図っていくことが必要と考えている。

3点目は、今後ますます増えていく認知症高齢者や家族等の支援を強化し、地域での見守りができる体制づくりを進めていくことである。

4点目は、地域の福祉人材の発掘・育成である。公社での活動や研修などによる人材の育成、地域での助け合いの取り組みは今後ますます重要になるので、重点事項として取り組んでいくことが必要だと考えている。

5点目は、公社職員の育成・確保も重要である。各事業を一生懸命に実施するだけでなく、公社全体を俯瞰的に見て将来ビジョンを描き、実現できることが求められる。今回のプロジェクトチームの取り組みは、育成のための一つであると考えている。

6点目は、公社は福祉サービスの先駆的役割を担っていくことが必要だと考えている。新たに必要とされる福祉サービスの調査・検討、実践のモデルケースを担うことにより、公益法人としての役割を果たしていくこと。そのために、調査・研究や公社が目指すべき役割の検討・振り返りなどを専門に行うチームをつくりたい。

以上6点が、今後のゆうあい福祉公社が求められ、より充実させていくべき事項と考

えている。この考え方を柱として、具体的な事業のあり方も含め、公社の将来ビジョンの検討を進めていきたい。」

『事業運営について』

「平成 28 年度事業計画のうち事業運営についての 4 月～8 月の業務執行状況を資料 3 をもとに報告する。」

「総合事業への取り組みについて」

「本年 10 月から開始となった、調布市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、公社として受託している調布市国領高齢者在宅サービスセンターの事業においても、自主事業である訪問介護事業においても、事業実施に向けて準備を進めてきたところである。

デイサービス、訪問介護の 2 つの事業について、8 月に調布市に対して事業者指定の申請を行う必要から、専決処分により運営規程の改定をし、9 月 15 日の理事会において承認いただいた。また、調布市から 9 月 8 日には事業者指定の決定をいただき、総合事業の受け入れ態勢も整ってきている。今後、順次受け入れを行って行く予定である。」

「支え合いの地域づくりに向けた取り組み」

「生活支援体制整備事業の進捗状況」

「平成 27 年度から開始した本事業は、本年の 6 月、7 月と 2 回、協議体を実施した。第 1 回協議体では、「協議体」が目指す助け合いの仕組み・取り組みをより具体化するためのワークショップを実施した。その中では、排水溝のチェックや雪かきなど、改めて自分が日ごろ地域の中で取り組んでいることに着目し、些細なことでも人の役に立てること、担い手になるハードルは実は低いことがわかった。このような普及啓発をしていくための学習会を今年度実施する予定である。

平成 28 年 8 月 5 日にあくろすホールにて、「活力ある社会は地域が主役」をテーマに講演会を開催した。市内で支え合いの居場所づくりをしている 3 名の方より実践報告を受けた。56 名の参加があり、「自分も同じような取り組みをしてみたい！」という意欲的な発言が聞かれた。

生活支援コーディネーター活動は 2 年目を迎えており、訪問・相談の機会も増えている。ゆうあい福祉公社の協力会員の方から、親の介護のために改築した自宅を地域のために生かし、コミュニティカフェを実施したいとの相談を受けた。生活支援コーディネーターが後方支援を行い、9 月 9 日にご自宅にてコミュニティカフェを開催した。今後もコーディネーターによる支援を行っていく。」

「住民参加型サービスの実績報告（4 月～7 月）」

「ホームヘルプサービスは回数・時間ともに減少傾向にある。新規ケースの増加が少ないこと、ホームヘルプサービスへの相談件数が減少していることが要因となっている。今後は、ソーシャルワーカーによる広報活動及びニーズ把握を行うことにより、相談件数の増加に努める。

食事サービスについては、月間で 300 食程度増加している。要因は、新規利用者の利用回数増によるものである。高齢者の夫婦のみの世帯や単身世帯の食数が増加している。このペースでいくと年間 5 万食を超え、前年度より 3,000 食程度増加する高い実績

が予測される。

ちよこっとさんについては、相談・実施件数とも増加傾向にあり、相談数で前年比25%、10件の増、利用件数で10%、4件の増である。登録ボランティアも昨年より7名増加し99名となっている。」

「認知症当事者と家族介護者支援の推進」

「協力会員のお一人が自宅を開放したコミュニティカフェを開催された。これは、毎月開催している「だれでもカフェ（認知症カフェ）」でボランティアとして得た経験を生かして実施されたものでもある。

また、平成28年度のだれでもカフェは、多世代交流を意識し、入間町のぷちぼあんで「たけぼっくりを作ろう」をテーマに、国領では「ポッチャで遊ぼう」との企画で、それぞれ子どもたちと高齢者の交流を図った。親子連れも含め、いずれも10名ほどのお子さんの参加があり、子どもたちの笑顔が雰囲気をなごませていた。

また、平成25年度から毎年発行している認知症高齢者のための家族支援マップは、8月に新たに地域連携型認知症疾患医療センターの情報を追加更新し、これまで新聞折り込み（7万5,000部）であったものを、11万7,000部を全戸配布し、当事者やご家族の利便性の向上に努めた。

地域包括支援センター係では、認知症地域支援推進員による調布市主催の会議が始まり、平成30年を目指し初期集中支援チームの設置を検討している。認知症が疑われる方への支援や、認知症当事者とその家族への支援に向けて、医療と介護の連携や相談支援の充実に努めている。」

「収支状況について（4月～7月）」

「資料4、1ページ、収支執行状況の概要である。まず、収入予算額Aの6億824万8,000円に対し、執行額Bが2億3,894万9,753円、執行率39.3%。支出では、予算額6億1,156万7,000円に対し、執行額が1億6,909万6,726円、執行率27.6%となっている。下のグラフは、収入・支出に分け、青色を予算額、赤色を執行額として表している。

2ページは収入の内訳である。予算として大きなものは、現在、全力を挙げ収支改善に取り組んでいる介護保険事業収入、国領高齢者在宅サービスセンターを初めとする5本ある受託事業収入、住民参加型事業及び公社運営管理にかかわる補助金収入となっている。赤色の執行額については、介護保険事業収入は、制度上、介護報酬はサービス提供月の2カ月後に払われるため執行が低くなっている。一方、受託事業収入、補助金収入は入金時期が契約等に定められ、定期的に入金されている状況である。

3ページは支出の内訳にある。大きなものとして、住民参加型事業にかかわる事業費人件費、有償ボランティアによる有償福祉サービス事業費、介護保険事業の訪問介護事業費、受託事業の在宅サービスセンター事業費、公社運営管理に携わる管理費人件費となっている。執行率は、ボーナスの削減や採用の遅れなどから、去年に比べ約1,400万円抑制されている。

4ページは事業別に集約した収支計算書である。1、概要の上段、補助事業等の収入計から支出計を差し引いた収支差額は3,839万7,127円である。その下の受託事業の収支差額は4,779万2,540円である。自主事業の介護保険事業は、収入が2カ月遅れていることもあり、収支差額はマイナス1,763万2,730円となっている。その他収入を加え

た7月末現在の収支差額は、6,985万3,027円である。下の事業別については、事業ごとの収支である。

8 ページは自主事業の収支執行額前年度対比である。上段の訪問介護事業から各事業、収支差額はマイナスであるが、最下段の合計、昨年同時期との対比である増減の欄であるが、収入が居宅支援事業、ぷちぼあん事業で上回った結果、昨年に比べ87万円余増加している。支出では、訪問介護事業の人件費の削減等を行った結果、581万円余減少している。これにより、収支差額は668万円余解消されている。訪問介護では、事業量に応じた支出としながら、連動する収入の減少を最小にとどめること、居宅支援では体制が整い、職員の育成にあわせ収入増を図っていくこと、また、ぷちぼあんでは、利用者の入所等による穴埋めを速やかに行うことなど、改善に向け取り組んでいく。

9 ページは7月末現在の貸借対照表である。平成28年3月末からの資産、負債の変動で、主な科目の増減内容である。

資産の部、1、流動資産の未収金については、介護報酬が2カ月後に支払われるため、2月、3月のサービス提供分を3月末に未収金として計上していたものが、今年度に入り、入金されたことにより減少した。2、固定資産は変動はない。

負債の部、1、流動負債の未払金は、主に非常勤職員の人件費で、労働が提供された月の翌月20日に支給していることから、3月の労働提供分について、3月末に未払金として計上していたが、今年度に入りこれらを支払ったことにより減少した。

調布市預り金は、前年度の補助金、委託金の精算金を5月に返還したことによるものである。

10 ページ、この結果、負債及び正味財産合計は4億4,865万8,139円で、資産合計と貸借は一致している。

11 ページは、一般的には損益計算書に当たる正味財産増減計算書である。最下段の経常収益計は2億3,894万9,753円。これから、12 ページの最下段の経常費用計1億6,909万6,726円を差し引いて、13 ページ上段、当期経常増減額は6,985万3,027円となっている。これに、一般正味財産期首残高を加えた7月末現在の一般正味財産期末残高は1億3,342万6,249円となり、基本財産である3億円を合わせ、正味財産期末残高は4億3,342万6,249円となっている。

14 ページは、正味財産増減計算書を公益目的事業会計と法人会計に分けた内訳表である。

17 ページは収支計算書(節科目集計)である。各事業の予算を執行する単位である節科目別に集計したものである。」

「監査の結果」

「去る平成28年9月2日、調布市市民プラザ「あくろす」において、平成28年4月～7月の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、その他関係する帳票類について監査を受け、会計処理が適正に執行されていることが確認された。」

評議員より、「今年の命題である収支の改善で、1,393万円にわたる改善効果額を見たということで、職員一丸となってさまざまな取り組みをされたことがよくわかった。収入では、いろいろと内容的な改善もあったと思うが、支出では、特に人件費の削減で、身を切る思いで改善に取り組み、働き方も変えるなど、だいぶ議論された中で行

われたのだらうと思う。これでは1,300万の改善効果額であるが、たしか前回、331万の赤字になるという予算だったところを、今、改善して165万ぐらいまでになった。28年度予算に反映する状態でそこでも改善するというのもあったし、今年になって、さらに頑張り、全部合わせて1,300万と。予算の時点で既に頑張っていたことと、今年になってからさらに取り組み、どの辺を頑張ったのか教えてほしい。」との質問があり、事務局より、「28年度予算については、330万のマイナス予算を組んでいる。前年度からの取り組みとして、賞与の637万7,000円のうちの約530万は織り込み済みの形で予算を組んだ。それと、ぶちぼあんの送迎の部分も、前年度の段階から事業改善に向けて動き出し、269万も予算として織り込み済みである。支出では約800万、予算のほうに織り込み済みになるので、約1,200万が今年度の支出に関しては改善していくと考えている。」との答弁があった。

評議員より、「賞与の削減によって、臨時・非常勤の方は50%削減、常勤の方相当額減というのは、50%か。」との質問があり、事務局より、「非常勤の者と常勤の者の取り扱いの規程が少し違っている。相当額として非常勤と常勤をそろえた形になるので、率ではない。」との答弁があった。

評議員より、「減額されることによる後々のトラブルが心配である。離職につながる危険はないのか。減額による皆様のお考え、仕事に対する熱意の変化があるのではないか。その辺は、どのような見通しでこの英断をされたのか。言葉は悪いが、切り捨てをせざるを得なかったということなのか。」との質問があり、事務局より、「給料あるいは賞与など賃金系に手をつけるというのは、最終的な手段と考えているが、今年度は、3年間の赤字が続いており、単年度あるいは2年という短期間で解消しなければならぬことが一つあった。総合的に賃金の問題、働き方の問題、システムの問題、人員配置の問題を一度にやらなければならないという事情がある。組合との交渉、職員への説明会を含めたお願い等々を繰り返し行った。ほかの福祉施設に比べ、うちの場合は少し高めということもあり、何とかこれを乗り切るために協力をお願いした。」との答弁があった。

評議員より、「年度の途中で臨時評議員会というのは、途中の事業状況が把握できるので、この前向きな取り組みに対して非常に評価をしたい。経営改善も喫緊の課題で、人件費に手をつけるというのは、非常に苦しい決断されたのではないか。その努力の結果がこういう数字に表れてきていると思う。ぜひ、今後とも取り組みを継続していただきたい。」との意見があった。

以上の説明に関し、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。